

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

食料・農業植物遺伝資源条約とともに、北太平洋漁業資源保存条約についても、我が党は賛成の立場であります。

そこで、国際的な海洋環境の保護、保全とのかかわりで、放射能汚染水の海洋放出問題について岸田大臣に質問したいと思います。

東京電力が二〇一一年四月に実施した福島第一原発の放射能汚染水の海洋放出というのは、海洋環境への影響から、国内のみならず、近隣諸国からも強い懸念が表明されました。

この東電の対応について、当時の松本剛明外務大臣は、二〇一一年四月十五日の当委員会でご答弁されております。

国連海洋法条約上もロンドン議定書上も、投棄という言葉の定義だけを取り上げれば、廃棄物等を船舶等から海洋に処分する行為等ということで位置づけており、言葉でいきますと、これらの条約等に言う投棄には当たらないということになります。

しかし、低レベルとはいえ、放射性物質を含んだ水を放出せざるを得なかったということは大変残念なことでありますし、また、あらゆる発生源からの海洋汚染を防止するという一般的な義務を定めている国連海洋法条約の趣旨に必ずしもかなったものでない

これが松本大臣の当時の答弁であります。岸田大臣のこの点でのお考えはいかがでしょうか。

○岸田国務大臣 まず、事故当初の放射性物質を含む水の海洋への放出につきましては、我が国はまず、国際社会に対してしっかりと情報提供を行わなければいけない。最大限の透明性をもって迅速かつ正確な情報提供を行うこと、このことにつきまして、外務省としても意を用いて対応を行ってきたところです。

国連海洋法条約上、いずれの国も、海洋汚染を防止する一般的な義務を負っております。この義務のもとに国連海洋法条約に規定が設けられているわけですが、先ほどの御質問の中にもありましたように、事故当初の福島第一原発からの放射性物質を含む汚染水の放出は、こうした国際法上の義務との関係では問題とはならないという認識であります。引き続きまして、政府としましては、情報提供あるいは透明性の確保等、こうした経験を生かしてしっかりと対応していくことはまことに重要な点だと考えております。

○笠井委員 ことし三月九日に、我が党の志位委員長とともに私自身も福島第一原発を視察いたしました。放射能汚染水が毎日四百トンもふえ続けて、このままいったらあふれ出してしまうという瀬戸際の危機的状況にある。こうした中で、東京電力は、国内のみならず近隣諸国からも強い懸念が表明された汚染水の海洋放出について、事故当初という話が先ほどありましたけれども、再び実施する動きを見せている。

例えば、ことし一月二十四日の原子力規制委員会特定原子力施設監視・評価検討会ですけれども、ここでも、東京電力の原子力・立地本部の担当者はこう発言しております。最終的には処理水の海洋放出を、「関係者の皆様の合意を得ながら、そういった活動ができれば、ここについても一定の余裕ができるのかなというふうに考えてございます。」このように述べながら、当時の検討会では、「海洋への更なる放射性物質放出」、そういう見出しもある中で、資料まで用いて説明をしているわけです。

岸田大臣は、こうした東電側の最近の海洋放出の動きを御存じでしょうか。

○岸田国務大臣 御指摘の動きも含めて、我が国として、しっかりと情報提供、透明性の確

保に引き続き努力をしていかなければいけないと考えています。

○笠井委員 情報提供と透明性の確保だけでいいのかという問題になります。

東京電力は、五月七日の記者会見でも、関係者の理解が得られたら海に放出したいと述べるなど、繰り返し言及をしているわけなんですね。

六月十三日には、いわき市で、放射性汚染水対策として、敷地内でくみ上げ海に放出する地下水バイパス計画なるものを県漁連にも説明をしております。

福島第一原発の汚染水に含まれる放射能総量を計算しますと、水素爆発などで大気中に放出されて大変な被害をもたらしている放射性物質の十倍にもなる。幾ら除去施設を通してトリチウムなんかは除去できないし、既に地下水にも放射性物質が含まれていると報告をされているわけです。

だから、海洋放出の動きに漁業関係者からも強い憤りが表明をされているところであります。とんでもない話、念入りにやったところで放出は認められない、そして、出荷規制がかかった魚が今まだ数十種類もある中で、余りに現場の事情を知らない、少し風評被害が落ちついてきたのに、また食べられないというふうになってしまうと。

福島第一原発では、つい先日も、二号機の海側にある観測用の井戸で採取した地下水から、国の海への排出基準を上回る高い濃度のストロンチウムとトリチウムが検出をされたわけですね。

安倍総理は、四月二十三日の参議院予算委員会で、ふえ続ける汚染水については根本的な解決を図らなければならないというふうに答弁されています。

そこで、岸田大臣、国連海洋法条約の締約国であって、海洋環境を保護、保全する義務を負っているのが日本政府、その外務大臣として、透明性とか情報提供にとどまらず、汚染水の海洋放出については絶対に行うべきでないという立場に立つべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○岸田国土大臣 委員御指摘のさまざまな指摘や不安については、謙虚に受けとめなければならぬと存じます。

そして、そうした不安を払拭するべく、しっかり努力を行い、そして、国内外の理解を得るべく努力をしていかなければいけない、これは当然のことだと思っています。

○笠井委員 努力というのは出さないということで、そののしっかりした立場に立たなきゃだめだと思うんです。総理、関係大臣と協議して万全の対策をとることを求めたいと思います。

そこで、残された時間ですが、今週の衆議院本会議でイラクとの投資協定が可決をされましたが、この際、岸田大臣のイラク戦争に関する考え方を確認して伺っておきたいと思います。

昨年十二月に、前民党政権のもとで、外務省は、「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」というのを報告しております。その中で、この検証作業というのは、日本政府が米英等の武力行使を支持したことの是非について検証の対象とするものではないということを前提としておりますけれども、岸田大臣もこの対応を引き継ぐという立場でしょうか。

○岸田国土大臣 御指摘のように、二〇〇三年のイラク戦争につきましては、昨年十二月に、外務省として検証を行い、その主なポイントを発表させていただきました。

事後的に言えば、イラクの大量破壊兵器が確認できなかったとの事実については厳粛に受けとめる必要があると考えておりますし、その発表で指摘されております情報収集・分析能力の強化、こうした外交力強化に向けた課題についてはしっかり取り組んでいきたいと存じます。

そして、イラク戦争後の復興支援について、我が国の取り組みについては、イラク政府、国民から高い評価を得ていると認識をしております。

こうした状況の中で、さらなる検証等は考えていないというのが現状であります。

○笠井委員 伺いたいのは、日本政府が米英等の武力行使を支持したことの是非についてはなぜ検証の対象としないんですか。

○岸田国務大臣 我が国が武力行使を支持するに至った当時の問題の核心は、クウェートを侵攻して国際社会の信用を失っている中で、査察への協力を通じて大量破壊兵器の破棄をみずから証明すべき立場にあったイラクが、即時無条件の査察受け入れを求める安保理決議に違反をし続け、そして、大量破壊兵器が存在しなかったことをみずから積極的に証明しなかった、ここが核心であると考えています。

外務省としては、そういった点も踏まえた上でこの検証を行ったわけでありまして、政府としてさらなる検証を行うことは考えていないという現状にあります。

○笠井委員 核心というように問題をちょっとそらして言われたんだけど、十年前のイラク戦争開戦当時の小泉首相が、大量破壊兵器の存在と国際テロ組織アルカイダとの関係というアメリカの言い分がありましたが、それをそのまま受けてというか、うのみにしてというか、開戦を支持して自衛隊を派遣して、米軍によるイラク占領を支援したということは明確だと思うんですね、経過から見ると。

岸田大臣も先ほど、結果的にイラクの大量破壊兵器が確認できなかったという事実については事後的に厳粛に受けとめなければならないというふうに言われました。つまり、そういう確認なしにイラク戦争を支持して自衛隊を派遣したということは認めるんですね。

○岸田国務大臣 先ほども申し上げたように、事後的に言えば、イラクの大量破壊兵器が確認できなかったとの事実については、厳粛に受けとめる必要があると考えております。

○笠井委員 要するに、確認なしに支持をして派遣したということでありまして。

先ほど、核心はとって、みずから証明すべき立場にあったイラクがという話を言われて、積極的に証明しなかったんだと言われたけれども、そらしちゃいけないと思うんですよ。日本として主体的に確認せずに支持して派遣したわけですね、結果的に、事後的にという話でありましたけれども。その根拠、大義が事後的には事実でなかったことがはっきりしたわけで、そのことがいいことだったと思うのか、あるいは、よくなかった、問題だったとは思わないんですか。その点はいかがですか。

○岸田国務大臣 先ほども申し上げたように、事実については厳粛に受けとめた上で、発表等で指摘されているさまざまな外交強化に向けた課題についてしっかりと取り組んでいく、この点が我が国にとって大変重要だと考えますし、その方針で取り組んでいきたいと考えております。

○笠井委員 事実を受けとめたら、その事実がなかったのに支持したわけですから、派遣したんだから、そのためにも検証が必要だと思うんですよ。

イラク戦争の大義とされた大量破壊兵器保有情報の誤りについて、当時のブッシュ米大統領自身も、大統領在職中の最大の痛恨事というふうに述べました。ところが、外務省の報告書でも、大量破壊兵器が存在しないことを証明する情報を外務省が得ていたとは確認できなかったということで、戦争の根本的な問題を曖昧にしたままであります。

二〇〇七年五月のイラク特措法延長の際の附帯決議というのがありますが、ここでも、「イラク戦争を支持した当時の政府判断について検証を行う」としているわけでありまして。これが、政権交代があってもいづれも行ってもこなかったわけでありまして、日米両政府の武力行使を支持したことの是非を含めて、そうした附帯決議も受けてイラク戦争の徹底総括、検証をやるというの

は、これは国会から言われているわけですから、政府として、外務省として当然やるべきことじゃないんですか。

○岸田国務大臣 そういった指摘もあるので、昨年十二月、検証を行い、そして検証のポイントを発表したと認識をしております。ぜひ、ここで指摘された外交課題について、我が国として今後適切に取り組んでいきたいと思っております。

○笠井委員 その指摘というのは当時の政府判断についての検証なわけで、そのところをそらして、やらずにということではだめだと思うんですよ。

イラク戦争は、武力行使の根拠となる国連安保理決議もなく、国連憲章の平和のルールを踏みにじった上に、大義とされた大量破壊兵器も存在しなかった。だから、ブッシュもブレア元イギリス首相も、間違った戦争ということを実事実上認めざるを得なくなって、国際社会は、大義なき侵略戦争だと言っているわけであります。唯一反省がないのが日本政府であります。

そういう点では、最近のシリア問題など、今後の日本外交の対応が問われる今こそ、この問題でもきちっと検証と反省が必要だ、このことを重ねて指摘して、質問を終わります。